

経理・総務担当者のための

ちょっと社員に聞かれたとき、 さりげなくアドバイスできる税務・労務の知識

公認会計士・税理士 井村 登・社会保険労務士 井村佐都美

vol.3

今月のテーマ

社員の出産・育児休業と 社会保険・税金

私は、50歳過ぎの総務課長です。中小企業の当社ではこの総務課で経理・総務のすべてをやっていて、会社の税金や保険のことはもちろん社員も自分たちの税金や保険のことをいろいろ相談しにやってきます。そんな30年程の経験で、いわば知恵袋のようになった私のことを社内ではみんな「師匠」と呼んでいます。ああ、今日また社員が来ましたね。あれは仕事も家事も両立させてがんばっている山本さんだな。



師匠



山本さん

師匠！ いつも何かとお世話になっています。

やあ。山本さんか。おめでとう。来年赤ちゃんが生まれるんだって。

ありがとうございます。さすが師匠、お耳が早いですね。来年4月9日が予定日なんです。ところで、私、出産後も仕事を続けたいのですが、うちの会社の産休とか育休について教えてくださいませんか。

うちの会社はね、各種の法令に基づいて、就業規則で産前・産後の休業や育児休業についてちゃんと定めてありますよ。簡単に説明してあげるからね。

ありがとうございます。

【産前・産後休業】

まず、労働基準法では、産前は本人が請求すれば6週間休めて、産後8週間は原則就業させてはいけないことになっているんだ。うちの就業規則もそう定めてある。この間、うちの会社では給与を支給しないけど、健康保険から標準報酬日額の60/100が本人に支給されるよ。（会社によっては給与を出す場合もあるけど、その場合は給与分が減額されるよ）

【育児休業】

次に育児休業だけど、育児・介護休業法では、申し出た場合に子どもが1才に達する日（誕生日の前日）まで育児休業が取得できることになっていて、うちの就業規則でもそうなっているよ。

なるほど。それで育休中のお給料はもらえるんでしょうか。

育児休業の間、うちの会社では給与を支給しないけど、休業開始時賃金の30/100が雇用保険から支給されるよ。その後復帰して6か月以上雇用が続くと同じように10/100が育児休業者職場復帰給付金としてこれも雇用保険から支給されるよ。
給付金の手続きは会社がお手伝いすることになってるから、その都度、僕に言ってね。

う～ん。もうちょっと、具体的に金額ベースで解説してくださいませんか。

【事例紹介】

山本さんのケースで、予定日通り、無事元気な赤ちゃんを出産したとして、具体的なスケジュールと給付金を試算すると次のようになるね。

- ・平成17年4月9日第1子出産・産前42日（6週間）産後56日（8週間）休業
- ・子どもが1才になるまで育児休業
- ・休業開始時賃金月額240,000円、健康保険の標準報酬日額8,000円
- ・休業中は給与の支給なし

● H17.2.27 産前休業開始（要申請）

産前休業 6週間（42日）

● 4.9 出産日（おめでとう！）

産後休業 8週間（56日）

● 6.4

● 6.5 育児休業開始（要申請）

育児休業

● H18.4.8 子供が1才に達する日（誕生日の前日）

● 4.9 職場復帰

● 10.8 6か月間勤務継続

健康保険からの給付

- ① 出産育児一時金
300,000円（1児につき）
- ② 出産手当金
 $8,000円 \times 60\% = 4,800円$
 $42日 + 56日 = 98日$
 $4,800円 \times 98日 = 470,400円$

雇用保険からの給付

- ③ 育児休業基本給付金
 $240,000円 \times 30\% = 72,000円$
17.65～18.4.8（支給対象期間）
10か月と4日で11か月分
 $72,000円 \times 11か月 = 792,000円$

雇用保険からの給付

- ④ 育児休業者職場復帰給付金
 $240,000円 \times 10\% = 24,000円$
 $24,000円 \times 11か月（③と同じ） = 264,000円$

通算休業期間
(17.2.27～18.4.8)
1年1か月と13日

給付金合計①～④
1,826,400円

【給付金と税金】

ふむふむ、なるほど。ところで、給付金って、税金がかかるのですか？

いやいや。説明した健康保険からの給付や雇用保険からの給付はすべて非課税で税金がかからない。そうしないと何のための給付かわからなくなるからね。

【出産と医療費控除】

それから何かと出費が多くなりそうなんですが、税金面で知っておくと得することってありますか？

そうだねえ、出産でも医療費控除は考えられるね。①入院代や出産費用はもちろん、②妊娠と診断されてからの定期検診や通院の費用、③出産で入院するときのタクシー代、④入院中の病院で支給される食事代などの費用は医療費控除の対象として、確定申告によりその年の給料などの収入から控除できる場合があるよ。それは、これらの医療費から出産育児一時金（300,000円）を引いた額が、所得金額の5%か10万円のいずれか少ない金額を超えた場合だね。山本さんのケースでは17年4月9日出産だから、18年3月の確定申告が必要だね。他の治療費などと一緒に領収書等の保存を忘れないでね。

わかりました。

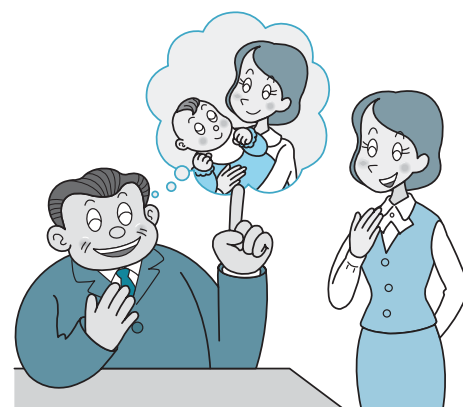
【扶養控除等申告書の異動 他】

あと、子どもができると、扶養家族が増えるから、会社のほうに、扶養控除等申告書の扶養家族の増員の申告をするのを忘れないでね。配偶者もサラリーマンの山本さんの場合、この扶養控除等申告書の異動は夫妻のどちらか一方で提出してくださいね。それから、子どもを夫妻どちらの健康保険の扶養家族に入れるのかも教えておいてくださいね。

もうひとつ、これは情報だけど、出産は年初よりも年末の方が、税金の面では得だね。扶養家族が増えると扶養控除（所得控除）がつくけど、12月に出産しても1年分の扶養控除が得られるからなんだ。でも、うちの会社の場合、扶養家族が増えたという申し出があったら、その月から扶養手当として月15,000円が支給されるから、一概に得とは言えないけどね。

ありがとうございました。休業中は何かと会社や皆さんにご迷惑をおかけいたしますがよろしく願いいたします。

山本さんの分はみんな頑張りますから、安心して元気な赤ちゃんを産んでくださいね。



師匠の ひとりごとコーナー 〈保険料免除〉

従業員が育児休業をとった場合、事業主が保険料の免除を申し出れば、健康保険や厚生年金保険の保険料（本人負担分と事業主負担分）が免除されます。しかも、免除期間中は保険料を払ったものとされ、給付にはまったく影響がありません。